

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳システム
行政機関等の名称	八郎潟町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民生活課
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うことを目的とする。
記録項目	氏名、生年月日、性別、世帯主の氏名、世帯主との続柄、住所、町の区域内において新たに住所を変更したものについてはその住所を定めた年月日、届出年月日、前住所、転居先住所、住民票コード、個人番号、作成事由、除票事由 (日本人について) 住民となった年月日、本籍地、筆頭者 (外国人について) 外国人住民となった日、通称名、併記名、国籍・地域、第30条の45に規定する区分、在留資格、在留カード等の番号、在留期間等、在留期間等の満了の日
記録範囲	八郎潟町に住民登録した者、または住民登録していた者
記録情報の収集方法	住民異動届、戸籍届出、住民基本台帳法に基づく他市区町村からの通知
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
記録情報の経常的提供先	有 (提供先) 本人等、国又は地方公共団体の機関、本人等以外の者(自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者・国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者・住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者)、特定事務受任者(弁護士(弁護士法人を含む)、司法書士(司法書士法人を含む)、土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む)、税理士(税理士法人を含む)、社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む)、弁理士(特許業務法人を含む)、海事代理士又は行政書士(行政書誌法人を含む))
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称： 八郎潟町役場 住民生活課 所在地： 〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80番地

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	(根拠及び内容) 無	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第20条第7項に 該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考		

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍事務システム
行政機関等の名称	八郎潟町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民生活課
個人情報ファイルの利用目的	在籍者の身分事項証明情報の管理
記録項目	<p>本籍、筆頭者氏名、父母の氏名、父母との続柄、養父母の氏名、養父母との続柄、配偶者区分、名、出生年月日 (戸籍事項)</p> <p>新戸籍の編成に関する事項、氏の変更に関する事項、転籍に関する事項、戸籍の全部の消除に関する事項、戸籍の全部に係る訂正に関する事項、戸籍の再製または改製に関する事項 (身分事項)</p> <p>出生に関する事項(子)、認知に関する事項(父及び子)、養子縁組又はその離縁に関する事項(養親及び養子)、特別養子縁組又はその離縁に関する事項(養親及び養子)、離縁の際に称していた氏を称することに関する事項(その氏を称した者)、婚姻又は離婚に関する事項(夫及び妻)、離婚の際に称していた氏を称することに関する事項(その氏を称した者)、親権又は未成年者の貢献に関する事項(未成年者)、死亡又は失踪に関する事項(死亡者または失踪者)、生存配偶者の復氏又は婚姻関係の終了に関する事項(生存配偶者)、推定相続人の廃除に関する事項(廃除された者)、入籍に関する事項(入籍者)、分籍に関する事項(分籍者)、国籍の得喪に関する事項(国籍を取得し、又は喪失した者)、日本の国籍の選択宣言又は外国の国籍の喪失に関する事項、氏の変更(戸107関係)に関する事項(氏を変更した者)、名の変更に関する事項(名を変更した者)、就籍に関する事項(就籍者)、性別の取扱の変更に関する事項(変更の裁判を受けた者)、犯歴</p>
記録範囲	八郎潟町に本籍がある者、または本籍があった者
記録情報の収集方法	戸籍法を根拠とする本人等からの届出
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
記録情報の経常的提供先	<p>(提供先)</p> <p>有</p> <p>本人等、国又は地方公共団体の機関、本人等以外の者(自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者・国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者・住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者)、特定事務受任者(弁護士(弁護士法人を含む)、司法書士(司法書士法人を含む)、土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む)、税理士(税理士法人を含む)、社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む)、弁理士(特許業務法人を含む)、海事代理士又は行政書士(行政書誌法人を含む))</p>

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称： 八郎潟町役場 住民生活課 所在地： 〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	(根拠及び内容) 無	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr/> 令第20条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備 考		

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍附票事務システム
行政機関等の名称	八郎潟町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民生活課
個人情報ファイルの利用目的	住民票に記載されている事項と戸籍に記載されている事項を媒介とし、戸籍の記載と住民票の記載を相互に関連させ、両者の記載を一致させることにより、住民に関する記録の正確性を確保する。また、在外選挙人名簿に登録された事項の正確性を確保する。
記録項目	本籍地、筆頭者氏名、履歴を含む筆頭者住所、構成員氏名、履歴を含む構成員住所、異動事由、履歴を含む住定日、記載事由、作成・改製年月日、届出年月日、在外選挙人名簿登録市町村名、在外選挙人名簿登録日、在外選挙人名簿抹消日
記録範囲	八郎潟町に本籍を有する者
記録情報の収集方法	住民票又は他市区町村長からの通知及び戸籍の届出
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
記録情報の経常的提供先	<p>(提供先)</p> <p>本人等、国又は地方公共団体の機関、本人等以外の者(自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者・国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者・住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者)、特定事務受任者(弁護士(弁護士法人を含む)、司法書士(司法書士法人を含む)、土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む)、税理士(税理士法人を含む)、社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む)、弁理士(特許業務法人を含む)、海事代理士又は行政書士(行政書誌法人を含む))</p> <p style="text-align: center;">有</p>
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>名称： 八郎潟町役場 住民生活課</p> <p>所在地： 〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80番地</p>
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<p>(根拠及び内容)</p> <p style="text-align: center;">無</p>

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備 考	令第20条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民年金システム	
行政機関等の名称	八郎潟町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	八郎潟町 町民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金加入状況の管理を行うため。	
記録項目	1. 氏名、2. 生年月日、3. 性別、4. 住所、5. 基礎年金番号、6. 年金管理番号、7. 資格情報、8. 履歴情報、9. 資格月数情報	
記録範囲	国民年金加入者及び国民年金加入者であったもの	
記録情報の収集方法	日本年金機構より提供	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	(提供先) 秋田年金事務所 有	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称： 八郎潟町長 所在地： 八郎潟町字大道80番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	(根拠及び内容) 無	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 令第20条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備 考		

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	印鑑登録システム	
行政機関等の名称	八郎潟町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民生活課	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑の登録、廃止及び印鑑登録証明書の発行等を行うため	
記録項目	住所、氏名、生年月日、性別、印鑑登録番号、宛名番号、世帯番号、届出年月日、異動事由、異動理由、登録年月日、本人確認方法、抹消年月日、抹消理由、停止年月日、停止理由、印影、照会年月日、回答期限、印影の姓名 (外国人の場合) 外国人氏名、外国人通称、カタカナ表記	
記録範囲	八郎潟町に住民登録した者	
記録情報の収集方法	印鑑登録申請、印鑑登録廃止届、印鑑登録証亡失届、住民異動届、戸籍届出	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	有 (提供先) 印鑑の登録を受けている者又はその代理人で、印鑑登録証明書の交付申請をした者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称： 八郎潟町役場 住民生活課 所在地： 〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	無 (根拠及び内容)	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)  令第20条第7項に 該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備 考		



## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	マイナンバーカード発行一覧表	
行政機関等の名称	八郎潟町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民生活課	
個人情報ファイルの利用目的	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、マイナンバーカードの交付を受ける者に対する、交付記録の管理	
記録項目	住所、氏名、生年月日、カード受取日、カード交付前設定、はがき送付日又はカード送付日、カード交付日、住基カードの有無、電子証明の有無	
記録範囲	八郎潟町に住民登録した者(既取得転入者を除く)	
記録情報の収集方法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を根拠とする本人の申請	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	(提供先) 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称： 八郎潟町役場 住民生活課 所在地： 〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	(根拠及び内容) 無	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)  令第20条第7項に 該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

備 考	
-----	--

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	交通災害共済システム	
行政機関等の名称	八郎潟町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	八郎潟町 町民課	
個人情報ファイルの利用目的	交通災害共済加入状況の管理を行うため。	
記録項目	1. 氏名、2. 生年月日、3. 加入状況、4. 領収額、5. 加入者番号	
記録範囲	八郎潟町に住民登録した者、また住民登録していた者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳より	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	(提供先) 秋田県市町村総合事務組合 有	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称： 八郎潟町長 所在地： 八郎潟町字大道80番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	(根拠及び内容) 無	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 令第20条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備 考		

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険システム	
行政機関等の名称	八郎潟町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民生活課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者の資格管理	
記録項目	1.被保険者番号2. 国保番号3. 宛名番号4. 届け出年月日5. 移動年月日6. 氏名7. 住所8. 得喪履歴	
記録範囲	被保険者、喪失者	
記録情報の収集方法	個人からの申請、住基連携	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	(提供先) 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称： 八郎潟町役場 住民生活課 所在地： 〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	(根拠及び内容) 無	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr/> 令第20条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険システム	
行政機関等の名称	八郎潟町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民生活課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険被保険者の資格管理、賦課徴収管理	
記録項目	1.被保険者番号2. 高齢管理番号3. 宛名番号4. 届け出年月日5. 移動年月日6. 氏名7. 住所8. 得喪履歴9.賦課額	
記録範囲	被保険者、喪失者	
記録情報の収集方法	個人からの申請、住基連携	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	(提供先) 有 後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称： 八郎潟町役場 住民生活課 所在地： 〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	(根拠及び内容) 無	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr/> 令第20条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備 考		

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	福祉医療システム	
行政機関等の名称	八郎潟町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民生活課	
個人情報ファイルの利用目的	福祉医療受給者資格管理	
記録項目	1.被保険者番号2. 高齢管理番号3. 宛名番号4. 届け出年月日5. 移動年月日6. 氏名7. 住所8. 得喪履歴9.障がい手帳等級10.健康保険情報	
記録範囲	被保険者、喪失者	
記録情報の収集方法	個人からの申請、住基連携	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	(提供先) 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称： 八郎潟町役場 住民生活課 所在地： 〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	(根拠及び内容) 無	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr/> 令第20条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		